

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【11】
2. 日時：令和5年11月15日 14時30分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
秋本主任安全審査官※、片桐主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官、
小野安全審査官※、中原安全審査官※、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他6名

電源事業本部 原子力電気設計グループ マネージャー 他39名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他3名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証部 品質保証グループ 副長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任 他1名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他5名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日、11月1日及び11月9日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【保安規定指摘事項に対する回答整理表】

- テストタンクを用いた残留熱代替除去ポンプの循環運転について、仮に電動弁から非管理区域までの範囲の配管内部水が非管理区域側に流れたとしても、放射性物質は含まれていないことから問題は無いとしているが、TS-91（テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について）の説明内容との整合も踏まえて説明すること。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行 BWR プラントとの比較表）】

- 低圧原子炉代替注水系（常設）の運転上の制限について、可搬型代替交流電源設備である高圧発電機車は、設置許可では3台を並列して運転することが想定されているが、サーベイランスでは単体（1台）での動作確認をすることとしていることについて、3台を並列して運転することが可能であること及び3台を並列しての動作確認の必要性について整理し、説明すること。
- 原子炉補機代替冷却系の運転上の制限について、有効性評価において期待する資機材のうち、送水ヘッダ等に係る記載をしていない考え方を整理し、説明すること。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）について（SA設備の LCO/AOT コメント回答）】

- RCIC の低圧運転点での主蒸気を用いた確認試験の実施について、他操作（コントロールバルブウォーミング等）への影響及び原子炉圧力等の各パラメータの変動量を踏まえ、どのように実施することが可能であるかを確認し、説明すること。

【重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法および確認について】

- 原子炉運転中に格納容器酸素濃度（SA）の主要パラメータ採取（月例等）を実施することが原子力安全上困難となる理由について、先行プラントの事例も踏まえて考え方を説明すること。

【テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について】

- 残留熱代替除去系のサーベイランス方法について、実条件性能確認との関係を再度整理して説明すること。
- 残留熱代替除去ポンプ1台の分解点検周期の考え方を説明すること。
- 残留熱代替除去系の流路に対する通水確認について、手動弁の隔離等による系統構成を含め、当該確認方法を整理して説明すること。

【高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイランスについて】

- 外部水源からの注水に伴う原子炉水質の悪化により燃料および炉内機器の健全性に影響を与えることならびに放射性物質の増加につながっていることについて、具体的に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし